

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する書面)

2022 年 1 月 1 日

株式会社キッツ

2022年1月1日

千葉県美浜区中瀬一丁目10番1
株式会社キッツ
代表取締役社長 河野 誠

吸収合併に関する事後開示書面

当社及び三吉バルブ株式会社（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2021年8月4日付で締結した吸収合併契約に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）を行いましたので、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の定めに基づき、本書面を備え置きます。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2022年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定の手続の経過に関する事項

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に基づき、2021年9月1日付の官報にて、本件合併についての債権者異議申述公告を行うとともに、同日付で知れている債権者に対する個別催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定の手続の経過に関する事項

(1) 差止請求

本件合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本件合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、差止請求について該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条の規定に基づき、2021年9月1日付の官報にて、本件合併についての債権者異議申述公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はあ

りませんでした。

4. 本件合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2022年1月1日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2022年1月14日（予定）

7. その他本件合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に規定する書面)

2021 年 9 月 1 日

三吉バルブ株式会社

2021年9月1日

千葉県美浜区中瀬一丁目10番1
三吉バルブ株式会社
代表取締役社長 小原 克尋

吸収合併に関する事前開示書面

当社は、当社の100%連結親会社である株式会社キッツを吸収合併存続株式会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、下記の通り吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項の定めはありません。

4. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以降における債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社

の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 本書面の備置開始日後、本合併が効力を生ずる日までの間に上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

本書面の備置開始日後、上記事項に変更が生じた場合には、別途、書面を備え置いて開示することといたします。

以上

別紙 1

吸収合併契約の内容



合併契約書

株式会社キッツ（以下「甲」という）と三吉バルブ株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）を行う。

吸収合併存続会社：（住所）千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番1
（商号）株式会社キッツ

吸収合併消滅会社：（住所）千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番1
（商号）三吉バルブ株式会社

第2条（合併対価及び合併に際して発行する株式）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、新株式の発行は行わず、対価の交付も行わない。

第3条（本合併による定款の変更）

本合併による甲の定款変更は行わない。

第4条（本合併により増加すべき資本金等）

本合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条（合併承認総会）

甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の手続により、乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の手続により本契約に関する株主総会の承認を行わない。但し、本合併手続の進行に応じて必要があるときは、甲は、株主総会を開催するものとする。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2022年1月1日とする。但し、必要あるときは甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第7条（財産の承継）

乙は、2021年12月31日の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加減した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（合併前の注意義務、報告、協議義務）

1. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行、財産の管理・運営にあたるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間に生じる経営上の重要な事項に関しては、事前に報告し合い、甲乙協議のうえ決定し、実行する。

第9条（従業員の承継）

甲は、乙の従業員全員を効力発生日において、甲の従業員として引き続き雇用するものとし、その取扱いについては甲乙協議のうえ決定する。

第10条（解除条件）

本契約は、第5条但書きに規定する甲の株主総会の承認が得られなかった場合、又は法令に規定された関係官庁の承認が得られなかった場合には、効力を生じない。

第11条（契約内容の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動が生じ、あるいは甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な瑕疵があることが判明した場合には、甲乙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（協議事項）

本契約に規定のない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえこれを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2021年8月4日

（甲） 千葉市美浜区中瀬一丁目10番1

株式会社キッツ

代表取締役社長 河野 誠



（乙） 千葉市美浜区中瀬一丁目10番1

三吉バルブ株式会社

代表取締役社長 小原 克尋

